

朝日町告示第 52 号

朝日町消防団応援事業実施要綱を次のように定める。

平成 28 年 8 月 1 日

朝日町長 笹 原 靖 直

朝日町消防団応援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の向上を目的に、町内の事業所及びその他の団体による一定のサービス等が受けられる朝日町消防団応援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 朝日町内の事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 応援の店 町長が朝日町の消防団員又は全国の消防団員（以下「消防団員」という。）に対して優遇措置を実施する事業所等として認めた事業所等をいう。
- (3) 優遇措置 応援の店が任意に定めた商品等の割引及びその他のサービスをいう。

(登録申請)

第 3 条 応援の店の登録を行おうとする事業所等は、朝日町消防団応援の店登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

(登録基準)

第 4 条 町長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、応援の店として登録するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 消防団員が対象である優遇措置であること。

2 町長は、応援の店の登録に際し、朝日町消防団応援の店登録台帳（様式第 2 号）に事業所等の名称、住所、優遇措置内容等の必要事項を記録し管理するものとする。

(表示証の交付)

第 5 条 町長は、前条の規定により登録した事業所等に対し、朝日町消防団応援の店表示証（様式第 3 号）を交付するものとする。

(応援の店の表示)

第 6 条 応援の店は、交付された表示証を事業所等の見えやすい場所に掲示するものとする。

2 応援の店は、当該事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ等に応援の店である旨を表示することができる。

(登録の変更)

第7条 応援の店は、優遇措置の内容、事業所名、住所等の登録内容を変更するときは、朝日町消防団応援の店登録変更届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(登録の廃止)

第8条 応援の店は、優遇措置の終了又は事業の廃止等により、登録を廃止したいときは、朝日町消防団応援の店登録廃止届出書（様式第5号）に表示証を添えて、町長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 町長は、応援の店が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止又は休止したが、前条の規定による届出がなされていないとき。

(2) 登録基準を満たさないことが判明したとき。

(3) その他応援の店として適当でないと認められるとき。

2 前項に掲げる事項に該当し、登録を取り消された応援の店は、速やかに朝日町消防団応援の店表示証を町に返還しなければならない。

(遵守事項)

第10条 消防団員は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 応援の店の指示に従い、市町村長等が交付する団員証等（以下「団員証」という。）を提示しなければならない。なお、団員証に写真が貼付されていない場合は、本人確認が出来る運転免許証等を併せて提示するものとする。

(2) 団員証は、他人へ貸与又は譲渡してはならない。

(3) 優遇措置に関して、応援の店に強要してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、応援の店に損害を与えたときの責任は、団員証の所有者本人が有する。

(公表)

第11条 町長は、応援の店の事業所名、住所、優遇措置の内容、その他の事項について、ホームページ、広報誌等により公表することができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。